

いっしょに
考えて
みませんか

名古屋市

高齢者虐待相談センター



名古屋市健康福祉局
社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会

こんなとき、
ご相談
ください。



- 介護をしていて、疲れてしまった。
- 高齢の親について、きつい言葉を言ってしまう。
- 子どもから叩かれる。
- 自分の年金が思うように使えず、生活に困っている。
- 必要な介護保険サービスを受けさせてもらえない。

高齢者虐待相談センターは高齢者の虐待に関する専門相談機関です

高齢者虐待の防止および早期対応を図るため、高齢者本人やその家族、保健福祉関係者等からの高齢者虐待に関する相談をお受けしています。相談者に対する助言を行うほか関係機関（主に区役所やいきいき支援センター）と連携を図りながら対応します。

事業のご案内

◇高齢者虐待に関するご相談 すべて無料

- 電話相談【月～金曜日(祝日・休日・年末年始を除く)午前9時～午後5時】
- 面接相談【月～金曜日(祝日・休日・年末年始を除く)午前9時～午後5時】 要予約
- 法律相談【原則毎月1回】 要予約
- 介護者・養護者のこころの相談【原則毎月1回】 要予約

高齢者ご本人や介護に疲れてしまっている方に対し心理相談員による心の相談を行います。

※法律相談及び介護者・養護者のこころの相談は、原則おひとり1回のご相談となります。

◇保健福祉従事者に対する技能向上のための研修事業

◇高齢者虐待防止に関する知識等の普及のための啓発事業

◇高齢者虐待防止に関する調査研究および情報収集

相談専用電話 **(052)856-9001**

F A X **(052)919-7585**

※休日・夜間電話相談窓口 **(052)701-3344**

高齢者 虐待って なに？

高齢者虐待とは、家庭の同居人（配偶者、子ども、親族等）や高齢者福祉施設などに従事している職員が、高齢者を人として尊厳を保てない状態に陥らせることです。『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』では、次の5種類を挙げています。

身体的虐待

高齢者に対し、外傷を負わせるような暴力を振るうなど
身体拘束についても虐待にあたる場合があります

介護・世話の放棄、放任

十分な食事を与えない、要介護者に対する長時間の放置、
必要な介護サービス等を利用させないなど

性的虐待

高齢者に対する性的嫌がらせ

心理的虐待

著しい暴言や無視等拒否的な態度により高齢者に心的外傷を与えるなど

経済的虐待

不当に高齢者の財産を処分する、
金銭を使わせないなど



「虐待？」と思ったら相談してください。

- 養護者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合、市（区役所、いきいき支援センター、高齢者虐待相談センター）へ通報する義務があります。
- ご相談の秘密は守られますので、安心してご相談ください。
- 虐待になる前にもご相談ください。いっしょに考えていきましょう。

地域でのあたたかい見守りや、声かけのネットワークを！

- 介護をしていると地域から孤立している場合が多く見られます。地域に介護の大変さをわかってくれる人や、相談できる関係があることで気持ちが楽になります。
- 地域の皆様のひと声で、虐待を防ぐことができます。
- 誰にでも起こり得る高齢者虐待を防ぎ、誰もが安心して暮らせるまちをつくりましょう。

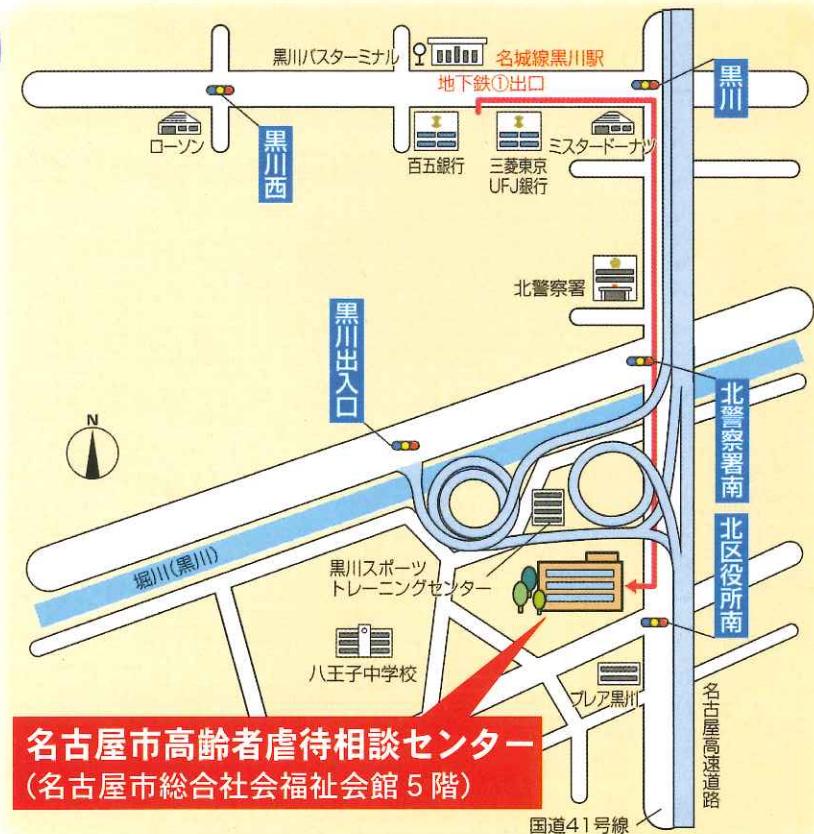
相談窓口

名古屋市高齢者虐待相談センター

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号
(名古屋市総合社会福祉会館5階)

電話 (052) 856-9001
FAX (052) 919-7585

交通案内



地下鉄名城線「黒川」駅下車 ①番出口より徒歩5分